



第2章 基本構想



みんなの笑顔を未来へつなぐ 緑あふれるまち まつぶし

「みんなの笑顔を未来へつなぐ」は、人と人が世代や分野を超えてつながることで、みんなが生きがいを持ち、笑顔で暮らす、活気・にぎわいのあるまちを次世代へつないでいくという意味が込められています。

「緑あふれるまち まつぶし」は、次の世代にも引き継いでいきたい、松伏町の豊かな自然と、松伏町に住む実感としての豊かさの意味が込められています。



2.

まちづくりの基本理念



ひとが育つまち

未来を担うこどもたちが健やかに成長し、誰もが将来の夢を広げ、学び、生きる力をはぐくむまちづくりを進めます。

ひとがつながるまち

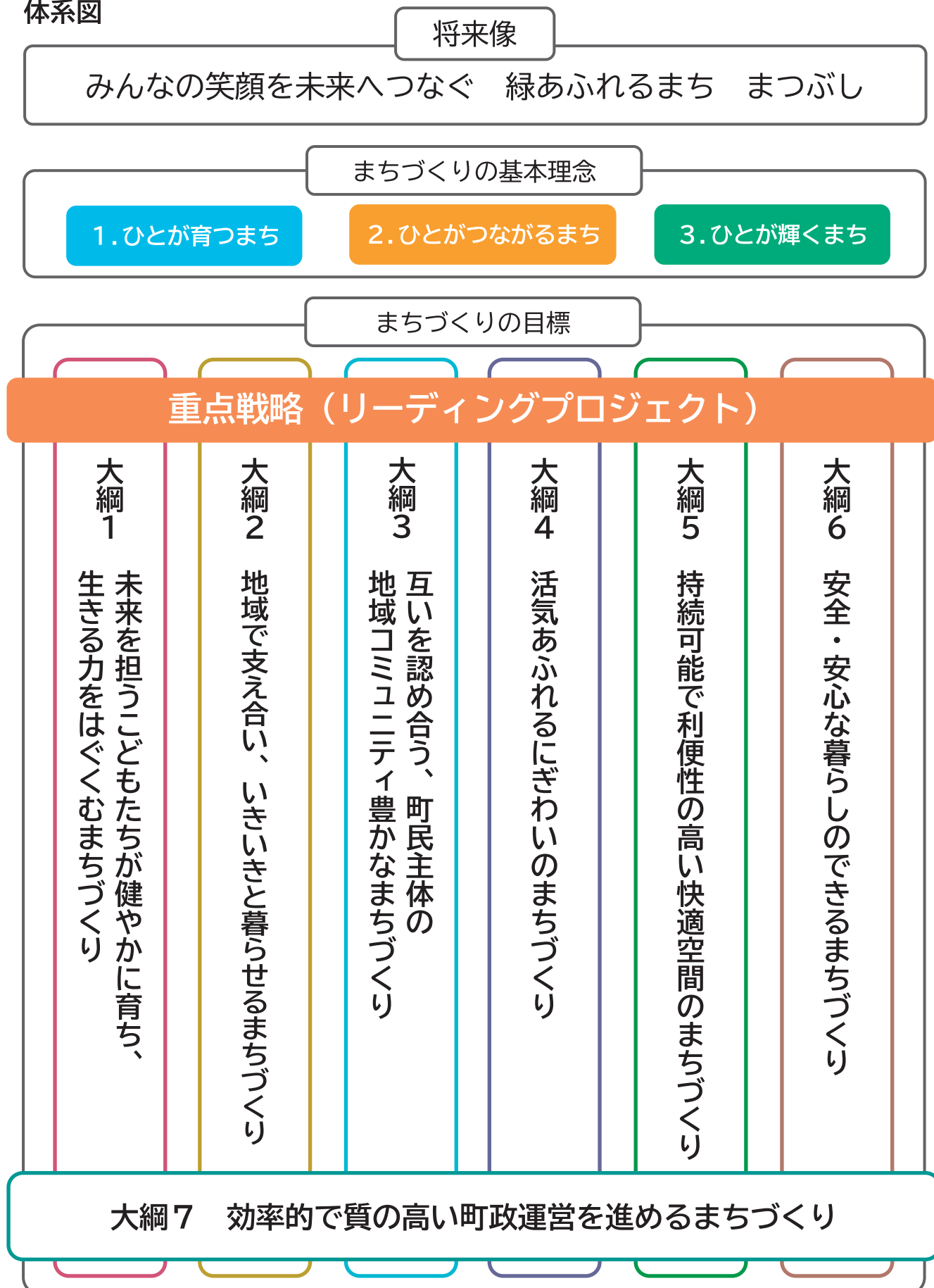
幅広い世代がつながり、いつまでも元気で自立し、絆を持ってまつぶしの良さを次世代に継承していける魅力あふれるまちづくりを進めます。

ひとが輝くまち

活気とにぎわいのある快適で安全・安心な暮らしの中で、誰もがいきいきと輝けるまちづくりを進めます。

3. まちづくりの目標

体系図



重点戦略（リーディングプロジェクト）

重点戦略（リーディングプロジェクト）とは基本構想の実現に向けて各施策の中でも重点的に取り組むことで、計画全体を先導していく役割を担う施策をとりまとめたものです。

本町においては以下の2つを重点戦略（リーディングプロジェクト）として基本計画に位置付けることで将来像の実現をめざします。

1）子どもや高齢者にやさしいまちづくり

安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て家庭を支援するサービスや相談支援体制の充実を図るとともに、子育て家庭の負担の軽減などに取り組めます。また、高齢化社会が本格化する中で、複雑化する地域の生活課題を解決するため、地域ぐるみの支援体制を確立し、共に支え合い、安心して暮らせる全ての人にやさしいまちづくりに取り組めます。

2）次世代につなぐ活気とにぎわいのあるまちづくり

広域幹線道路沿いの土地利用を計画的に進め、企業誘致を推進し、雇用の拡大や税収の増大を図ります。また、町民の期待の高い公共交通の拠点として、事業採算性などを踏まえたバスターミナルを併設した道の駅の設置推進や、町民の日常生活を支えるバス・タクシーの地域公共交通を維持するとともに、BRT※（バス・ラピッド・トランジット）などの将来を担う交通網の整備促進により、公共交通の充実を図り、活気とにぎわいのある次世代へのまちづくりに取り組めます。

※BRT（バス・ラピッド・トランジット）：バス高速輸送システム。専用道路を走行するため従来のバスの様に交通渋滞にあうことなく定時走行や自動運転が可能。利用者に高い利便性を提供する次世代のバスシステム。

1

未来を担うこどもたちが健やかに育ち、 生きる力をはぐくむまちづくり

～子育て、教育～

1 子育て家庭への支援

安心してこどもを産み育てることができるよう、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期にわたる切れ目のない包括的な支援に取り組めます。

こどもに関する相談支援体制の充実や母子の健康づくりの支援、保育サービスの充実を図るとともに、子育て家庭の負担の軽減を図ります。

- (1) 子育て支援サービスと相談支援体制の充実
- (2) 子育て家庭の負担軽減

2 子育てを支える環境づくり

子育て世代が安心して育児や教育ができる環境の整備に取り組んでいきます。

地域で子育てに関する相互支援の輪を広げ、地域住民と行政が協力し合い、子育てを支援する仕組みづくりや、充実したこどもの居場所づくりに努めます。

- (1) 幼児教育・保育・子育て支援の一体的な推進
- (2) 地域における子育て支援
- (3) 子育て関連施策の推進
- (4) 青少年の健全育成の推進

3 特色ある学校教育の推進

こどもたち一人ひとりの個性を尊重し、生きる力を育成するとともに、郷土を誇りに思う心をはぐくみ、地域の特性を活かした特色ある教育や多様な体験機会などを提供します。

安心して学べる教育環境の充実を図る一方、地域との連携により、地域ぐるみでこどもたちを守り育てる学校づくりを推進します。

- (1) 「生きる力」をはぐくむ教育の充実
- (2) 学習しやすい教育環境の充実
- (3) 地域・家庭との連携

地域で支え合い、いきいきと暮らせる まちづくり

～健康、福祉、社会保障～

1 健康づくりの推進

健康寿命の延伸を図るため、町民一人ひとりが健康の大切さを自覚し、健康に配慮する環境づくりとともに、運動やスポーツによる健康づくり、生活習慣病予防など疾病の早期発見及び予防の推進など地域保健の充実を図ります。

感染症などにも迅速に対応できるよう、関係機関とのネットワーク化により地域医療体制の整備を図ります。

- (1) 健康づくり活動の支援
- (2) 高齢者の健康づくりの支援
- (3) 地域保健の充実
- (4) 地域医療体制の拡充

2 地域共生社会の推進

住み慣れた家庭や地域で誰もが安心して自立した暮らしができるよう、多様なニーズに応じたきめ細かな相談体制の充実を図るとともに、地域での支え合い・助け合いの輪を広げ、安心して暮らし続けることのできる地域共生社会の実現をめざします。

生活困窮者が自立し、安定した生活を送ることができるよう、関係機関との連携により、支援の充実を図ります。

- (1) 重層的支援体制の推進
- (2) 地域福祉の活動の推進

3 高齢者福祉の推進

高齢者が元気でいきいきと暮らすことができるよう、地域包括ケア体制の充実や健康・医療・福祉が連携した生活支援と介護予防を推進し、生きがいや活躍の場づくりなど社会参加の促進を図ります。

- (1) 地域包括ケア体制の充実
- (2) 生活支援と介護予防の推進
- (3) 生きがいづくり・活躍の促進
- (4) 在宅介護支援の推進

4 障がい者（児）福祉の推進

障がい者（児）が自分らしく、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことができるよう、就労、相談、地域生活支援の充実などを図ります。

- （１）自立と社会参加の促進
- （２）相談支援の充実
- （３）地域生活支援の拡充

5 社会保障制度の健全運営

関係機関と連携して医療保険制度や介護保険事業の適正な運営を図る一方、的確な国民年金制度の情報提供により、啓発を図ります。

- （１）医療保険制度の適正な運営
- （２）介護保険制度の適正な運営
- （３）国民年金の啓発

3

互いを認め合う、町民主体の 地域コミュニティ豊かなまちづくり

～人権、地域コミュニティ、スポーツ・芸術・文化～

1 人権の尊重

個人の価値観の多様化が進む中で、一人ひとりが個性を認め合い、互いの人権を尊重する社会づくりを推進します。

- (1) 啓発・教育活動の推進
- (2) 人権相談体制の充実

2 多様性の尊重とジェンダー平等の推進

固定的な役割分担意識の是正を促進するとともに、性の多様性への理解を促進します。女性活躍推進や働き方改革など社会の転換期にあって、性別にかかわらず、あらゆる分野に参画することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

- (1) 多様性の尊重
- (2) 男女共同参画の推進
- (3) 男女が共に活躍できる環境づくり

3 協働によるまちづくり

まちづくりに関する情報を、わかりやすく効果的に発信するとともに、町民と行政の協働のまちづくりに向け、共に考え、実践する仕組みの構築や活動団体などへの支援を図ります。

- (1) 町民参画の仕組みづくり
- (2) 協働の担い手の育成

4 地域コミュニティの推進

地域コミュニティ活動や地域住民主体の地域づくりを支援するとともに、自治会活動の活性化を促進し、将来にわたり持続可能な地域運営の推進を図ります。また、多文化共生について広く啓発を行い、外国籍住民へのコミュニケーション支援などに努めます。

- (1) コミュニティ意識の啓発
- (2) 自治会活動の活性化の促進
- (3) 多文化共生の推進

5 スポーツ・芸術・文化活動の推進

地域スポーツ活動を通じて、こどもから高齢者まで、誰もがスポーツなどを楽しみ、健康でいきいきと暮らせるよう、スポーツ・レクリエーション活動の普及啓発を図ります。

芸術・文化は人生を豊かにすることから、さまざまな文化芸術活動への支援や親しむ機会の提供に努めるとともに、町民一人ひとりが生涯にわたり、学び続けることができ、知識や経験、学習の成果を生かすことのできるまちづくりを推進します。

また、町民の国内・国外の交流活動を支援し、町民一人ひとりが広い視野を持ってさまざまな文化や人達と交流が図れるよう努めます。

- (1) 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実
- (2) 芸術・文化活動の充実
- (3) 多様な学習機会の提供
- (4) 広域交流の充実

活気あふれるにぎわいのまちづくり ～産業振興～

1 農業の振興

消費者との結びつきを強める地産地消、体験型農業、6次産業化などの取り組みにより活性化を図ります。

合わせて、農業をけん引する担い手の確保や農地の保全・有効利用を推進し、農地の利用集積を図ることで経営の大規模化、スマート農業の導入により持続的に農業が行われる環境づくりに努めます。

- (1) 農業経営を担う人材確保
- (2) 農地の保全・有効利用
- (3) 経営の効率化

2 商工業の振興

(都) 東埼玉道路の整備に伴い、(都) 東埼玉道路と(都) 浦和野田線が結節する松伏インターチェンジ付近については、新市街地区域として、引き続き企業誘致を推進します。また、(都) 東埼玉道路と(都) 浦和野田線の広域幹線道路沿いについても、土地利用検討エリアとして、企業誘致を推進し、職住近接をめざします。

商工業については、既存商工業者に対し、商工会などと連携し、経営相談や事業資金に対する支援などを行い、持続的な事業継続を図ります。

一方、新たに創業しようとする者や創業後間もない事業者に対しても、同様の支援を行い、若い活力ある産業の育成を図ります。

また、ふるさと納税制度を活用した製品情報を町内外に発信することにより、販路拡大につなげ、地場産業の活性化を図ります。

観光振興については、町民まつりなどの実施、ホームページやふるさと納税制度などを利用した推奨特産品をはじめとした地域資源のPRを積極的に行うとともに、活力ある地域のにぎわいを創出するため、町民の期待の高い公共交通の拠点として、事業採算性などを踏まえ、田島地区にバスターミナルを併設した道の駅の設置を推進します。

また、埼玉県物産観光協会などと連携し、交流人口を呼び込む取り組みを推進します。

- (1) 企業誘致の推進
- (2) 商工業の活性化
- (3) 観光振興への取り組み

3 雇用の促進と勤労者支援

近年の感染症の影響や情報通信技術（ICT）の飛躍的な進展に伴う労働環境の変化に応じた雇用促進、また、企業誘致や創業による新たな雇用の創出、職住近接によるゆとりある生活の促進を支援します。

また、女性や高齢者が活躍しやすい職場づくり、長時間労働の改善、年次有給休暇の促進などの労働環境の改善、健康管理事業や福利厚生事業の向上を支援します。

さらに、商工会などと連携し、勤労者に係る各種制度の周知を図ります。

（１）雇用安定の促進

（２）勤労者支援の推進

持続可能で利便性の高い快適空間の まちづくり

～生活基盤整備～

1 地域の特性にあったまちづくりの推進

自然や田園風景の大切さを町全体で共有しながら、自然環境と都市的環境が調和した、持続可能でコンパクトなまちづくりをめざし、都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づく市街地整備や自然と調和した良好な住環境づくりを推進します。

美しい景観の保全や特色あるまちなみ景観の形成に向け、地域を主体とする取り組みを支援します。

- (1) 適切な土地利用の推進
- (2) 地域の特徴にあったまちづくりの推進
- (3) 景観の保全・活用
- (4) 特色あるまちなみ景観の形成

2 道路網の整備

町の骨格を形成する広域的な幹線道路の整備を促進します。町道については、計画的な整備と適切な維持管理により、安全で快適な道路環境づくりを図ります。

- (1) 幹線道路の整備
- (2) 生活関連道路の整備
- (3) 道路環境の整備

3 持続可能な公共交通の整備と拠点づくり

地域公共交通の維持・確保を図るとともに、BRT（バス・ラピッド・トランジット）など将来を担う交通網の整備、町民の期待の高い公共交通の拠点として、事業採算性などを踏まえたバスターミナルを併設した道の駅の整備推進、DXを活用した新たなモビリティ環境の整備など今後のまちづくりを踏まえた公共交通の充実に取り組みます。また、高速鉄道東京8号線の整備を促進します。

- (1) 地域公共交通の維持と環境整備
- (2) 高速鉄道東京8号線の整備促進
- (3) 地域公共交通活性化協議会の設置

4 快適な生活環境

町民の誰もが快適さを実感できるよう、地域の特性に応じた下水処理システムの普及拡大や適正な維持管理による長寿命化を推進します。また、局地的大雨による浸水対策や水道水の安定供給を図ります。

- (1) 下水道施設の利用促進と長寿命化
- (2) 下水道雨水幹線等の整備と長寿命化
- (3) 合併処理浄化槽の設置促進と維持管理
- (4) 上水道の充実

5 水と緑のネットワークの形成

こどもから高齢者まで、誰もが利用しやすく多くの町民に愛されるよう、公園・緑地の整備充実、緑化の推進を図ります。

また、生活にうるおいを与える水辺空間の利用促進に努めます。

- (1) 公園・緑地の整備充実
- (2) 緑化の推進
- (3) 水辺空間の利用促進

安全・安心な暮らしのできるまちづくり ～生活環境、安全・安心、防災～

1 環境にやさしいまちづくりの推進

脱炭素社会の実現など、地球規模の環境問題への取り組みに対しては、行政だけでなく、地域ぐるみの理解と取り組みが必要となることから、町民、事業者、地域など、全ての主体が環境配慮意識を高め、連携しながら、持続可能な地域環境の実現に向けた取り組みを図ります。

また、快適な生活環境を保全、創出するため、地域における自主的な環境美化活動の支援に努めるとともに、老朽化した空家により、景観、衛生、防災や防犯の問題が生じていることから空家等対策を推進します。

- (1) 未来につながる地域環境の実現
- (2) 快適な生活環境の保全と創出
- (3) 環境負荷の低減
- (4) 空家等対策の推進

2 資源循環社会の推進

循環型社会の推進には、町民、事業者、行政の連携と取り組みが必要となることから、ごみの減量・再使用・再生利用といった4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）活動に関する情報発信に努め、ごみの排出抑制と再利用を推進します。

また、新たに整備した松伏町リサイクルセンターの効果的な活用と適切な維持管理により、ごみの資源化率向上と安定的なごみ処理体制の構築を図ります。

- (1) ごみの排出抑制と資源化の推進
- (2) 安定的なごみ処理体制の構築

3 交通安全・防犯体制の充実

警察をはじめ関係機関と連携して、交通安全意識の啓発、自転車安全対策など交通安全対策の推進や、防犯意識の高揚、防犯活動の推進など地域ぐるみの防犯力の向上を図ります。

- (1) 交通安全の推進
- (2) 防犯体制の強化

4 防災・消防・救急対策の充実

災害発生時に生命や財産を守ることができるよう、大規模災害に備え、地域防災力や減災意識の向上とともに治水対策などを図り、災害に強いまちづくりを推進します。

また、複雑・多様化する災害に対応し、消防・救急体制の充実を図ります。

- (1) 防災体制の強化
- (2) 災害に強いまちづくりの推進
- (3) 消防・救急体制の充実

5 安全な消費生活への支援

広報や出前講座などによる情報提供や啓発活動を行い、近年多く見られる高齢者に対する特殊詐欺、インターネットを介したトラブル、成年年齢引き下げに伴う契約問題などに巻き込まれない、消費生活に対する正しい知識や技能を身に付けた自立した消費者を増やします。また、消費生活センターの周知や相談員のスキルアップなど、消費者相談体制の充実を図ります。

- (1) 消費者の自立の支援
- (2) 消費者相談体制の充実

効率的で質の高い町政運営を進める まちづくり

～行財政運営～

1 効率的な行政運営

多様化・複雑化する行政課題に的確に対応することができるよう、時代に即した組織改編や業務の効率化を図ります。また、SDGs の理念である、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に貢献できるよう、SDGs の17のゴールに照らして、総合振興計画の各施策を推進していきます。

- (1) 効率的な行政運営
- (2) SDGs 達成への貢献

2 健全な財政運営

財政については、町税をはじめとする自主財源の確保や費用対効果を考慮した財源の有効活用により、健全な財政運営に取り組みます。

- (1) 計画的な財政運営
- (2) 財源の確保
- (3) 財政健全化の推進

3 広域行政の推進

広域化する行政需要に対応し、関係自治体との連携・協力を推進します。

- (1) 近隣自治体との連携強化
- (2) 広域処理業務の充実

4 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

行政のデジタル化を推進するとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）に伴う社会の変化に柔軟に対応したまちづくりを推進します。

- (1) 行政のデジタル化の推進
- (2) デジタル技術を活用したまちづくり

5 シティプロモーションの推進

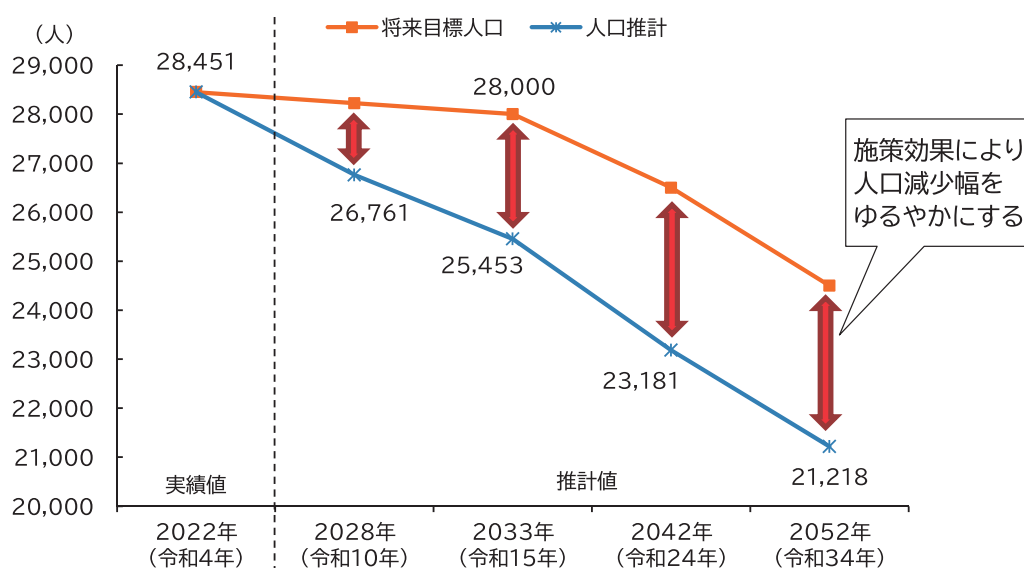
町の強みを活かし、ずっと住みたいと思えるまちづくりをめざしつつ、町の豊かな自然環境や、特産品や農産物などの地域資源を活用し、地域への郷土愛と誇りの醸成を図るとともに、町の認知度向上を図る取り組みを推進するなど、戦略的にシティプロモーションを推進します。

- (1) 地域への愛着や誇りの醸成
- (2) 魅力の情報発信

4. 将来目標人口

第6次総合振興計画における人口推計は、住民基本台帳の数値を基にコーホート要因法により、基準人口の2017年（平成29年）と2022年（令和4年）の4月1日現在の実績値を基に算出しています。本計画の目標年次である2033年（令和15年）の人口は、人口推計においては約25,500人程度、2042年（令和24年）の人口は約23,000人程度、2052年（令和34年）の人口は約21,000人程度となることが予想されます。第6次総合振興計画では、土地利用構想に記載した松伏田島産業団地の整備などを進めている「職住近接と核づくりによる新市街地区域」の開発は引き続き推進しつつ、新たに3箇所の土地利用検討エリアの開発を検討します。合わせて子育て支援や学校教育、福祉の充実、企業誘致やシティプロモーションの推進、公共交通施策の充実など本計画に位置付けた施策を実施します。これらの施策効果を想定した場合は、2033年（令和15年）の将来目標人口は28,000人となり、人口減少幅がゆるやかになります。

将来目標人口と人口推計



人口推計の説明

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の数値を基に、町の住民基本台帳の実績値でコーホート要因法により推計した数値

	実績値		人口推計			
	2017年 (平成29年)	2022年 (令和4年)	2028年 (令和10年)	2033年 (令和15年)	2042年 (令和24年)	2052年 (令和34年)
総 数	29,989	28,451	26,761	25,453	23,181	21,218
0～14歳	3,708	2,923	2,473	2,474	2,852	2,935
15～64歳	18,348	17,030	15,723	14,258	10,810	9,605
65歳以上	7,933	8,498	8,565	8,721	9,519	8,678

※各年4月1日現在

恵まれた自然環境を活かしつつ、秩序あるまちの発展を図るため、次の4地域に区分し、土地利用を図っていきます。

また、地域の活性化を図るため、「活性化推進地区」を位置づけ、重点的に土地利用などを図っていきます。

自然環境活用地域

水と緑を活用した憩いと交流の場を形成します。

①水辺空間活用地区

江戸川、大落古利根川、中川の沿川については、豊かな水辺空間を保全することを基本とし、町民の憩いの空間として活用します。

②公園関連地区

まつぶし緑の丘公園、松伏記念公園・総合公園については、より多くの町民の憩いの拠点となるよう公園機能の向上を図り、交流の活性化を促進します。

田園環境活用地域

農業の振興と生活環境の改善の両立をめざします。

③農業活性化地区

中川沿いに広がる米作地帯では、農業の担い手への土地利用集積を促進します。

④農住環境調和地区

地産地消などによる都市型農業を推進するとともに、住宅地は、道路や排水路などの整備を進め、周辺との調和を図りながら生活環境の改善を図ります。

市街地環境整備地域

現在の市街化区域は、人口が集中している地区として、一戸建て中心の良好な居住環境の整備や保全に努めます。

⑤市街地住環境形成地区

土地区画整理事業の実施などにより都市基盤施設が比較的整っている地区は、適切な維持管理を進め、居住環境の水準の維持に努めます。

既存の住宅地は、生活道路の改善や小公園の整備などを進め、地区の特色を活かした快適な居住環境の形成をめざします。

⑥商業集積地区

住宅地の中に商業施設などがまとまって立地している地区については、周辺の住環境や道路網の整備などを進め、集客力の向上を側面から支援します。

⑦沿道サービス地区

周辺の住環境に配慮しながら、沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

(都)東埼玉道路沿いの地域についても、道路開通による交通量増加などの地理的ポテンシャルが期待されることから、周辺環境との調和を図りながら、沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

産業集積地域

⑧産業団地

大川戸地区産業団地や松伏田島産業団地では、適切な環境の整備に努めます。

また、東埼玉テクノポリスや松伏工業団地をはじめとした既存産業団地の有効活用を図るとともに、必要に応じて拡張を検討し、企業誘致を推進します。

「活性化推進地区」

職住近接と核づくりによる新市街地区域

(都)東埼玉道路と(都)浦和野田線が結節する松伏インターチェンジ周辺は、計画的な土地利用を推進しつつ、職住近接をめざした企業誘致を進めます。

また、松伏らしい文化や地域資源を対外的に発信するとともに、町民の交流の場の拠点として、また、町民の期待の高い公共交通の拠点として、事業採算性などを踏まえ、バスターミナルを併設した道の駅の設置を推進していきます。

さらに、高速鉄道東京8号線の松伏新駅を想定した、町のシンボルとなり、コミュニティの要となる交流の場づくりをめざした核づくりに努めます。

北部地区の拠点区域

北部サービスセンターとその周辺地域を北部地区の拠点として位置づけ、多くの町民が集える憩いの場としての機能を充実させ、地域の活性化を図ります。

行政・防災拠点区域

町の行政サービス提供の拠点である役場や、大規模災害時などにおいて防災拠点となる防災備蓄センターについて機能の充実に努めます。

土地利用検討エリア

「職住近接と核づくりによる新市街地区域」の土地利用は引き続き推進しつつ、新たに(都)東埼玉道路の整備に伴い、①町北部の(都)東埼玉道路沿い、②町南部の(都)東埼玉道路沿い、③町南西部の(都)浦和野田線付近の広域幹線道路沿線の3箇所について今後、企業誘致などの土地利用を検討します。

土地利用構想図

